

重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針（案）についての意見の募集に対して提出されたご意見及びご意見に対する考え方

番号	ご意見内容	ご意見に対する考え方
1	<p>経済安定保障の観点から言えば国内在庫をまずは積み増すことが重要であり、資源鉱物取り扱い商社への「補助金」となるような施策が本当に効果があるのかきちんと問い直す必要があると考える。</p>	<p>貴重なご意見として、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。</p>
2	<p>内容ではなく改正方法に関する意見です。</p> <p>本改正では、附則において、供給確保計画の認定に関する処分に係る「なお従前の例による」措置が定められております。</p> <p>しかし、現時点でパブコメに付されている案は改正後の溶けこみのみであり、具体的な改正箇所を知ることが容易ではありません。</p> <p>もしも今回の改正が全部改正方式ではなく新旧方式による改正である場合には、少なくとも改正時までは改正箇所を知ることができるよう新旧対照表の公表もお願いしたいです。（実際の改正時にホームページ等で公表する形で問題ありません。）</p>	<p>貴重なご意見として、今後の施策を検討する上での参考とさせていただきます。新旧対照表については、改正時に公表させていただきます。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所</li> </ul> <p>重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」への「当面の間の施策対象」について。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見内容</li> </ul> <p>タンタルとチタンを追加いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理由</li> </ul> <p>タンタル鉱石は、中部アフリカ諸国やブラジルに偏在しており、タンタル資源を輸入に依存する日本は常に政情不安による鉱石の途絶リスクに晒されているため、タンタルの安定供給を確保する必要がある。</p> <p>チタンについては、同志国内でスポンジチタンを大量生産している国は日本のみであり、日本は令和4年12月の内閣府政令「重要物資の安定的な供給の確保に関する制度」に「航空機の部品」を指定、</p>	<p>タンタル、チタンについても経済安全保障法上の重要鉱物に指定されています。ただし、当面の間は、リチウムイオンバッテリーの原材料となるマンガン、ニッケル、コバルト、リチウム及びグラファイト、永久磁石の原材料となる希土類金属、半導体等の原材料となるガリウム、ゲルマニウムの8鉱種を助成の対象としているところ、これら以外の重要鉱物についても、今後、重要鉱物をめぐる国内外の情勢や重要鉱物に係るサプライチェーンの動向、ニーズの変化、企業の取組状況等に応じ、支援の可否を検討します。</p>

	<p>また経済産業省による 2023 年 1 月の「航空機の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」には、下流のチタン合金に関するサプライチェーン強靱化が含まれている。</p>	
4	<p>・意見内容 希土類金属について、「永久磁石の原材料」に加えて「半導体等の原材料」も併記いただきたい。</p> <p>・理由 「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」には、これまでネオジム、ジスプロシウムやプラセオジム等の、永久磁石の原材料となる希土類金属が含まれている。他方、希土類金属はランタン、イットリウム、エルビウムやイッテルビウムなどが半導体の原材料にも使われており、その鉱石調達・製錬については、永久磁石の原材料調達の困難さと何ら変わるところがない。</p>	<p>取組方針において、当面の間はリチウムイオンバッテリーの原材料、永久磁石の原材料を助成の対象としているところ、これら以外の用途に用いられる重要鉱物についても、今後、重要鉱物をめぐる国内外の情勢や重要鉱物に係るサプライチェーンの動向、ニーズの変化、企業の取組状況等に応じ、支援の要否を検討します。</p>
5	<p>・意見内容 同一鉱山内において、「当面の間の施策対象」鉱物とそれ以外の重要鉱物がどちらも採掘されうる場合、双方を施策の対象としていただきたい。</p> <p>・理由 「当面の間の施策対象」鉱物とそれ以外の重要鉱物がどちらも採掘されうる場合について一般的に、鉄や石炭など一部を除き、1つの鉱山からは大抵数種類の鉱物が同時に生産される。「当面の間の施策対象」鉱物と“現在は施策対象とならない”重要鉱物の混合物について、採掘可能であるか否かについて採算性を評価する際、「当面の間の施策対象」鉱物のみが施策の対象に指定されてしまうと、採算性がボーダーである鉱山が生産できなくなることにより、本来「当面の間の施策対象」鉱物も採掘できなくなってしまう可能性が存在することに留意すべき。</p>	<p>供給確保計画が取組方針の目的達成に資するものであるかどうかを基準に適切に判断させていただきます。</p>

<p>6</p>	<p>・意見内容 チタンを重要鉱物の対象に追加して頂きたく、お願い致します。</p> <p>・理由 航空機エンジン及びボディの重要構成要素であるチタン合金の材料、スポンジチタンはチタン鉱石のルチル及びイルメナイトを原料としているが、これらの鉱石は全て海外からの輸入となっています。</p> <p>鉱石の主な産出国はアフリカ諸国、豪州、中国及びウクライナですが、スポンジチタンの製造は、日本、中国、ロシア、が大半を占めております。</p> <p>2022年、ロシアによるウクライナ侵攻以降ウクライナ産ルチル鉱石は供給がほぼ停止しており、ロシア産スポンジチタンへの依存解消が急務となっております。同志国内でスポンジチタンを大量生産している日本では令和4年12月の内閣府政令「重要物資の安定的な供給の確保に関する制度」に「航空機の部品」を指定しており、経済産業省による2023年1月の「航空機の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針」では下流のチタン合金に関するサプライチェーン強靱化が含まれておりますので、スポンジチタンやルチル・イルメナイト等のチタン鉱石上流資源についても同様に、その獲得を至急強化する必要があると思料致します。</p>	<p>チタンについても経済安全保障法上の重要鉱物に指定されています。ただし、当面の間は、リチウムイオンバッテリーの原材料となるマンガン、ニッケル、コバルト、リチウム及びグラファイト、永久磁石の原材料となる希土類金属、半導体等の原材料となるガリウム、ゲルマニウムの8鉱種を助成の対象としているところ、これら以外の重要鉱物についても、今後、重要鉱物をめぐる国内外の情勢や重要鉱物に係るサプライチェーンの動向、ニーズの変化、企業の取組状況等に応じ、支援の要否を検討します。</p>
<p>7</p>	<p>本件に関わりのない御意見に関するもの</p>	<p>本実施要項案へのご指摘ではないとお見受け致します。ご意見については、拝聴致しました。</p>